

庁 内 各 課 長  
各管区警察局広域調整担当部長  
警 視 庁 総 務 部 長 殿  
警 視 庁 警 務 部 長  
警 視 庁 警 備 部 長  
各 道 府 県 警 察 本 部 長  
(参考送付先)  
各管区警察局情報通信部長  
各 警 察 情 報 通 信 部 長

原議保存期間	5年(令和9年3月31日まで)
有効期間	一種(令和9年3月31日まで)

警察庁 丁参企画発第14号、丁人発第178号  
丁会発第394号、丁備二発第61号  
丁情企発第71号  
令 和 3 年 4 月 1 日  
警 察 庁 長 官 官 房 参 事 官  
( 国 際 ・ 総 合 調 整 担 当 )  
警 察 庁 長 官 官 房 人 事 課 長  
警 察 庁 長 官 官 房 会 計 課 長  
警 察 庁 警 備 局 警 備 運 用 部 警 備 第 二 課 長  
警 察 庁 情 報 通 信 局 情 報 通 信 企 画 課 長

#### 国際警察緊急援助隊の運営について(通達)

標記の件については、「国際警察緊急援助隊の編成について」(平成31年4月1日付け警察庁丙総発第49号ほか。以下「局長通達」という。)が制定されたことに伴い、「国際警察緊急援助隊の運営について(通達)」(平成31年4月1日付け警察庁丁総発第238号ほか。以下「旧通達」という。)によって「国際警察緊急援助隊運営要領」を制定したところであるが、この度、警察庁の組織改正に伴い、同要領を別添のとおり改正することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

## 別添

### 国際警察緊急援助隊運営要領

#### 第1 指名及び運用

##### 1 要員の指名

国際警察緊急援助隊（以下「隊」という。）の要員を指名する警察庁の所属（以下「指定所属」という。）は別表1のとおりとする。指定所属の長（長官官房企画課は、長官官房参事官（国際・総合調整担当）（以下「参事官」という。））及び都道府県警察の長（以下「警察本部長等」という。）は、局長通達の別表で定めるもののほか、次に掲げる基準により隊の要員を指名するものとする。

- (1) 指定所属の長は、別表1に定める基準により、所属する職員の中から、要員を指名するものとする。ただし、情報通信局情報通信企画課長が指名する要員は、国際機動警察通信隊に指定された職員とする。
- (2) 都道府県警察の長は、別表2に定める基準により、原則として広域緊急援助隊特別救助班（以下「特別救助班」という。）に指定された職員の中から、要員を指名するものとする。ただし、次の要件に該当する者を指名する場合は、この限りでない。
  - ア 災害対策を所掌する部署において、救出救助に係る業務に従事し、かつ、特別救助班に指定された者と同等以上の知識、技能を有する職員
  - イ 警部の階級にある職員
- (3) 警視総監は、(2)で指名する要員のほか、所属する警部以下の階級にある職員の中から、警備犬担当の要員を指名するものとする。

##### 2 国際緊急援助隊における運用

国際緊急援助隊における隊の要員の運用は、次のとおりとする。

- (1) 警視の階級にある要員は、副団長としての任に当たるものとする。
- (2) 警部の階級にある要員は、中隊長としての任に当たるものとする。
- (3) 警部補の階級にある要員のうち、小隊長に指定された者は、その任に当たるものとし、それ以外の警部補以下の階級にある要員は、救助隊員としての任に当たるものとする。
- (4) 警備犬担当の要員は、救助犬のチーフハンドラー又はハンドラーとしての任に当たるものとする。
- (5) 技官の職にある要員は、通信班としての任に当たるものとする。

##### 3 要員の報告

- (1) 警察本部長等は、隊の要員を指名したときは、次に掲げる各様式により、参事官及び警備局警備運用部警備第二課長（以下「警備第二課長」という。）

に報告するものとする。

ア 国際警察緊急援助隊要員一覧表（以下「要員一覧表」という。様式1）

イ 国際警察緊急援助隊要員変更届（以下「変更届」という。様式2）

ウ 公用旅券発給請求書（長官官房企画課（以下「企画課」という。）に1部提出すること。）

(2) 人事異動、退職、病気等の理由により、既に報告した要員の指名を変更するときは、その都度、速やかに、(1)に掲げる各様式を添えて報告すること。

(3) 隊の要員の住所等記載事項に変更が生じたときは、その都度、速やかに訂正した要員一覧表により報告すること。

なお、変更内容に氏名、本籍の都道府県名が含まれる場合は、併せて公用旅券発給請求書を添付すること。

(4) 作成要領等

ア 要員一覧表

(ア) 各要員ごとに指名番号を付し、一度指名した要員の指名番号は、人事異動等により除名となるまで変更しないこと。

(イ) 人事異動等により要員の指名を変更したときは、新たに指名された要員（以下「新要員」という。）は、除名となった要員（以下「旧要員」という。）の指名番号を使用することとし、旧要員の情報が記載されていた欄に、新要員の情報を朱書きすること。

(ウ) 各資格欄には○印を記入し、その他の欄については、様式1の（注）に従い、他に有する資格を記載すること。

イ 変更届

旧要員の指名番号の行に、同じ指名番号で指名した新要員の情報及び変更理由を記載すること。

ウ 公用旅券発給請求書

別紙1の「公用旅券発給請求書作成要領」に従い作成することとし、写真2枚（公用旅券発給請求書には貼付しない。）を添付すること。

なお、旅券については、数次往復用旅券（有効期間5年間）が発給されることとなっているため、「旅券の種類」の欄については、「数次」にレ印を記入すること。

#### 4 教養訓練

警察本部長等は、次の点に留意して要員の教養訓練を実施するものとする。

(1) これまでの国際緊急援助隊の派遣実績を踏まえ、捜索救助に関する国際的なルールを熟知させるとともに、国際的に定められた都市型捜索救助技術を用いた実践的な訓練を実施すること。

- (2) 独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）その他の機関が主催する訓練についても、訓練内容を検討の上、積極的に要員を参加させること。

## 5 装備資機材

隊の使用する装備資機材は、原則として機構の保有するものとし、警察庁においては、必要な装備の整備につき、外務省及び機構と協議する。

## 第2 隊の派遣

### 1 災害発生時の措置

参事官は、海外、特に開発途上地域における大規模災害の発生を認知したときは、次の措置をとるものとする。

- (1) 外務省その他の関係機関との連絡を密にし、災害の概要、被害拡大の見通し、諸外国の派遣救助活動状況、被災地域の政治・社会情勢、気候、風土、生活環境、国際緊急援助隊の派遣に関する意向等の情報収集に努めること。
- (2) 災害の規模にかんがみ派遣要請が予想されるときは、警備局警備運用部警備第二課、情報通信局情報通信企画課及び警察庁の関係各課（以下「関係各課」という。）の長、関係管区警察局長並びに関係都道府県警察の長に対し、その状況を通報する。

### 2 派遣要請があった場合の措置

被災国政府等からの派遣要請があった場合における警察庁及び関係都道府県警察の措置は、次のとおりとする。

#### (1) 警察庁の措置

ア 隊の派遣に関する外務省からの協議は、企画課において受理する。

イ 参事官は、関係各課の長に連絡し、協議を経て速やかに派遣に係る事務手続を進める。

なお、参事官は、派遣すべき都道府県警察の人員の選定について、警備第二課長と事前に協議するものとする。

ウ 派遣の指示があったときには、参事官は、直ちに関係各課の長、関係管区警察局長及び関係都道府県警察の長にその旨を通知する。

エ ウの通知は、以下の指示内容について行われるものとする。

(ア) 派遣先国（又は派遣先地域）及び派遣先地名

(イ) 災害の概要及び任務（活動内容）

(ウ) 派遣期間

(エ) 派遣人員（部隊の規模）

(オ) 帯同装備

(カ) その他必要な事項

(2) 派遣を指示された関係各課及び関係都道府県警察のとり措置

ア 速やかに要員の招集を行い、派遣の準備を進める。

イ 次の事項を、関係各課の長は参事官及び警備第二課長に、関係都道府県警察の長は参事官、警備第二課長及び関係管区警察局長に報告する。

(ア) 派遣要員の階級及び氏名

(イ) 帯同する車両及び装備資機材の名称、型式及び台数

(ウ) 出発空港までの経路及び輸送方法

(エ) その他参考事項

第3 活動上の留意事項

派遣される要員は、隊の行う活動が、気候、風土、言語、習慣等が異なる土地において、国際的に注視される中で実施されるという特殊性を持つものであることを認識して行動すること。

1 隊の責任者

(1) 隊の責任者（以下「責任者」という。）は、警視の階級にある要員をもって充てる。

(2) 責任者は、国際緊急援助隊を構成する関係省庁及び機構等との連携を密にし、隊の任務が円滑に遂行できるよう、連絡、調整に当たること。

(3) 責任者及び派遣された各都道府県警察の最上位の階級にある者は、配下の隊員を確実に掌握するとともに、隊員の健康保持について特に留意すること。

2 他機関等との連携

国際緊急援助隊は、隊のほか、外務省、消防庁、海上保安庁及び機構の職員、医師並びに専門家等により編成されることから、派遣される要員は協調性を持ち相互に連携し、任務の遂行に全力を尽くすこと。

第4 旅券、経費等

1 旅券発給等の手続

(1) 旅券申請手続は、企画課において行う。

(2) 旅券（査証を含む。）は、企画課において一括して保管し、出国時に責任者から隊員に交付し、帰国時に隊員から責任者に返納することとする。

2 派遣経費に係る事務

(1) 機構により支払われる旅費に関する事務については、企画課において行う。

(2) 都道府県警察職員の派遣中における給与等の機構による補填に関する事務については、当該都道府県警察の給与に関する主管課において行うものとする。

(3) 機構により支払われる資機材の輸送料及び損料に関する事務については、当該都道府県警察の主管課において行うものとする。

別表 1

## 警察庁の国際警察緊急援助隊要員指名基準

	警視（副団長）	技官（通信班）
長官官房企画課	2	
警備局警備運用部警備第二課	1	
情報通信局情報通信企画課		8

※（ ）は、国際緊急援助隊における運用

別表 2

## 都道府県警察の国際警察緊急援助隊要員指名基準

	警部 （中隊長）	警部補 （小隊長）	警部補以下 （隊員）
警視庁	2	4	40
神奈川県警察 愛知県警察 大阪府警察	1	2	20
北海道警察 埼玉県警察 京都府警察 兵庫県警察 福岡県警察		1	10

※（ ）は、国際緊急援助隊における運用

別紙1

公用旅券発給請求書作成要領

- 1 黒インク又は黒ボールペンを用いて、楷書で記入すること。
- 2 公用旅券発給請求書は、光学読取装置で読み取るので、必要事項を必ず枠内に記入すること。
- 3 フリガナ及び漢字氏名等
  - (1) 「氏名」は、戸籍に記載されているとおりに記入する。「フリガナ」は、カタカナで記入する。
  - (2) ローマ字については、ヘボン式ローマ字（別紙2のとおり。）を活字体大文字で記入する。
- 4 所持人自署  
「所持人自署」の欄に記入した署名は、そのまま旅券に転写されるので、必ず名義人となる者本人が、海外渡航中に使用する署名を記入する。
- 5 性別及び生年月日  
「性別」及び「生年月日」の欄は、該当する枠内にレ印を記入する。また、生年月日が一桁の場合は、十の位に「0」を記入する。
- 6 旅券の種類  
「数次」の欄にレ印を記入する。
- 7 本籍  
「本籍」の欄には、戸籍謄（抄）本に記載されているとおり、都道府県名を枠内に左詰めで記入し、点線より右に市区郡以下番地までを記入する。
- 8 官職コード、官職及びその英訳
  - (1) 「官職コード」は、「350-8500-010-1」とする。
  - (2) 「官職」は、「警察官（国際緊急援助隊）」又は「警察庁技官（国際緊急援助隊）」とする。
  - (3) 「官職の英訳」は、「Police Official, Member of Japan Disaster Relief Team」とする。
- 9 現在所持している旅券記入欄  
一般旅券を含めて現在有効な旅券を所持している場合は、その旅券番号及び発行年月日を記入するとともに、「二重に旅券の発給を受けようとする理由」の欄には、「公用旅券の発給を受けるため」と記入する。
- 10 渡航先コード  
800
- 11 併記する子（15歳未満）  
記入しない。
- 12 数次往復用旅券請求欄  
記入しない。
- 13 二重申請関係欄  
現在この請求とは別に公用旅券又は一般旅券の発給を請求又は申請している場合は、「いる」を「○」で、いない場合は「いない」を「○」で囲み、理由は記入しない。
- 14 現住所  
現住所は、住民票に記載された住所を記入する。
- 15 渡航中の国内連絡先  
事故等の場合の連絡に必要であるので、必ず記入する。
- 16 写真  
写真は、機械により自動で読み取るため、以下の要件を満足するものを2枚提出すること。
  - (1) 名義人と同一人であることを確認し得るもので、提出日前6か月以内に撮影された縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの縁なしのもの。
  - (2) 写真上端から頭頂までが4±2ミリメートルで、頭頂から顎までが34±2ミリメートルの範囲内であるもの。
  - (3) 背広及びネクタイ（制服は不可）を着用して撮影されているもの。
  - (4) 無帽で正面を向いたもの。
  - (5) 名義人本人のみが撮影されたもの。
  - (6) 写真の背景は無色とし、写真店で撮影されたパスポート用証明写真が望ましい。
  - (7) 写真裏面に、都道府県名及び氏名を赤鉛筆で記入すること。

ヘボン式ローマ字綴方表

ア	A	イ	I	ウ	U	エ	E	オ	O
カ	KA	キ	KI	ク	KU	ケ	KE	コ	KO
サ	SA	シ	SHI	ス	SU	セ	SE	ソ	SO
タ	TA	チ	CHI	ツ	TSU	テ	TE	ト	TO
ナ	NA	ニ	NI	ヌ	NU	ネ	NE	ノ	NO
ハ	HA	ヒ	HI	フ	FU	ヘ	HE	ホ	HO
マ	MA	ミ	MI	ム	MU	メ	ME	モ	MO
ヤ	YA			ユ	YU			ヨ	YO
ラ	RA	リ	RI	ル	RU	レ	RE	ロ	RO
ワ	WA	ヰ	I			ヱ	E	ヲ	O
ン	N(M)								
ガ	GA	ギ	GI	グ	GU	ゲ	GE	ゴ	GO
ザ	ZA	ジ	JI	ズ	ZU	ゼ	ZE	ゾ	ZO
ダ	DA	ヂ	JI	ヅ	ZU	デ	DE	ド	DO
バ	BA	ビ	BI	ブ	BU	ベ	BE	ボ	BO
パ	PA	ピ	PI	プ	PU	ペ	PE	ポ	PO
キャ	KYA			キュ	KYU			キョ	KYO
シャ	SHA			シュ	SHU			ショ	SHO
チャ	CHA			チュ	CHU			チョ	CHO
ニャ	NYA			ニュ	NYU			ニョ	NYO
ヒャ	HYA			ヒュ	HYU			ヒョ	HYO
ミャ	MYA			ミュ	MYU			ミョ	MYO
リャ	RYA			リュ	RYU			リョ	RYO
ギャ	GYA			ギュ	GYU			ギョ	GYO
ジャ	JA			ジュ	JU			ジョ	JO
ビャ	BYA			ビュ	BYU			ビョ	BYO
ピャ	PYA			ピュ	PYU			ピョ	PYO

## 【ヘボン式ローマ字表記へ変換する際の注意事項】

- 撥音：B、M、Pの前の「ん」は、NではなくMで表記します。  
例：難波(ナンバ)NAMBA、本間(ホンマ)HOMMA、三瓶(サンペイ)SAMPEI
- 促音：子音を重ねて表記します。  
例：服部(ハットリ)HATTORI、吉川(キッカワ)KIKKAWA  
ただし、チ(CHI)、チャ(CHA)、チュ(CHU)、チョ(CHO)音の前には「T」を表記します。  
例：発地(ホッチ)HOTCHI、八丁(ハッチョウ)HATCHO
- 長音：OやUは記入しません。  
「イ」を省略しない場合  
例：新菜(ニイナ)NIINA、しいな(シイナ)SHIINA、さりい(サリイ)SARII  
「ウ」を含む長音「ウウ」の場合(「UU」は表記しません。)  
例：日向(ヒュウガ)HYUGA、裕貴(ユウキ)YUKI、優子(ユウコ)YUKO  
「オ」を含む長音「オウ」の場合(「OU」は表記しません。)  
例：幸太(コウタ)KOTA、洋子(ヨウコ)YOKO、亮子(リョウコ)RYOKO  
「オ」を含む長音「オオ」の場合(「OO」は表記しません。)  
例：大野(オオノ)ONO、大河内(オオコウチ)OKOCHI、大西(オオニシ)ONISHI  
末尾が「オオ」音で、ヨミカタが「オ」の場合(「OO」と表記します。)  
例：妹尾(セノオ)SENOO、高藤(タカトオ)TAKATOO、横尾(ヨコオ)YOKOO  
末尾が「オウ」音で、ヨミカタが「ウ」の場合(「OU」とは表記しません。)  
例：伊藤(イトウ)ITO、高藤(タカトウ)TAKATO、御園生(ミソノウ)MISONO



指名番号	指名年月日	人定事項			連絡先・資格等		派遣経験等
		(所属)	(階級)	(役職)	(非常の際の連絡先) ( - )	血液型	
		(氏名)	(生年月日)		電話 ( )		
					資格 救命 JP 移ク 小ク 玉掛	その他	
		(所属)	(階級)	(役職)	(非常の際の連絡先) ( - )	血液型	
		(氏名)	(生年月日)		電話 ( )		
					資格 救命 JP 移ク 小ク 玉掛	その他	
		(所属)	(階級)	(役職)	(非常の際の連絡先) ( - )	血液型	
		(氏名)	(生年月日)		電話 ( )		
					資格 救命 JP 移ク 小ク 玉掛	その他	
		(所属)	(階級)	(役職)	(非常の際の連絡先) ( - )	血液型	
		(氏名)	(生年月日)		電話 ( )		
					資格 救命 JP 移ク 小ク 玉掛	その他	
		(所属)	(階級)	(役職)	(非常の際の連絡先) ( - )	血液型	
		(氏名)	(生年月日)		電話 ( )		
					資格 救命 JP 移ク 小ク 玉掛	その他	
		(所属)	(階級)	(役職)	(非常の際の連絡先) ( - )	血液型	
		(氏名)	(生年月日)		電話 ( )		
					資格 救命 JP 移ク 小ク 玉掛	その他	

(資格欄凡例)

○救命:救急救命士、○JP:JPTEC、○移ク:移動式クレーン運転士、○小ク:小型移動式クレーン運転士、○玉掛:玉掛け技能講習

(注) その他の欄には、保有する資格を下記の要領で記入すること。

例:大型運転免許、大型特殊運転免許は、大型・大特の略語を用い、その他の資格についてはその名称を記入する。

会話可能な外国語がある場合は、言語名及び資格(英検の級、TOEICの点数等)を、「英語(英検1級)」「英語(TOEIC800点)」等と記入する。

